

令和8年度 アメリカ・オーストラリア向け外国人観光客認知度向上事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度 アメリカ・オーストラリア向け外国人観光客認知度向上事業委託業務

(2) 事業の目的

訪日外国人旅行者数は、右肩上がり増加しており、令和7年は過去最高の4,200万人を突破した。また、昨年度末に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画(第5次)」においても引き続き2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円を目標に掲げると共に、「観光の持続的な発展」「消費額拡大」「地方誘客促進」等を柱とし様々な施策に取り組んでいくこととなったところである。

日本までの距離が比較的近い東・東南アジアが訪日客数上位を占める中で、令和7年にアメリカは第4位、オーストラリアは第7位の送客国となっている。アメリカ及びオーストラリア(以下「米豪」という。)からの訪日客は初訪日が多い市場ではあるが、滞在期間も長く、また本県の持つコンテンツとの親和性が高い。本県を訪れる外国人旅行者の増加に向けた取り組みを進めていく上で、中長期を見据えて、これら米豪からの旅行消費額の高い旅行者をターゲットとした取組も継続していく必要がある。

そこで、本事業では、米豪向けに、本県の認知度向上を目的とした効果的なプロモーションを行うことで、滞在期間も長く、消費額の高い国からの旅行者の増加を目指す。

(3) 事業内容

別添「令和8年度 アメリカ・オーストラリア向け外国人観光客認知度向上事業委託業務公募型プロポーザル仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

①全体統括

本事業の業務すべてについて責任を負い、全体を統括する。

②プロモーションの実施

アメリカ・オーストラリアでのトレンドや海外旅行の趣向、現地の流通構造などを把握し、本県の認知度向上及び誘客に資するようなプロモーションを提案し、実施する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日(火)まで

2 見積限度額

5,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度 アメリカ・オーストラリア向け外国人観光客認知度向上事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日（県の閉所日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者と改めて交渉を行います。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- （1）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。^{※1}
- （2）海外から日本（特に地方部）への送客に関する活動に関する専門的な知識や経験を有する者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（別紙1）に該当しない者であること。
- （4）高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （5）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（別紙2）に該当しない者であること。
- （6）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- （7）本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※¹（１）に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルへの参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和８年８月７日（金）までに高知県会計管理局 総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類の不備等で入札参加資格が与えられない場合がある。

なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザルの募集開始日（ホームページ掲載日）、事業名及び審査結果通知日を審査申請書の欄外に朱書きで記入（高知県電子申請サービスから申請する場合は、手続き申込：申込の９備考欄へ入力）すること。

〔競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先〕

所在地 高知県高知市丸ノ内１丁目２番 ２０ 号

機関名 高知県会計管理局 総務事務センター

T E L 088-823-9788 / F A X 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

※参考 URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024020900032/>

6 質疑と回答

質疑は、令和８年８月７日（金）の正午までに様式１により電子メールで受け付けますので、着信していることを必ず電話で確認してください。

質疑と回答の内容は、令和８年８月１３日（木）までに高知県観光振興スポーツ部国際観光課ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020701/>) に掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

（１）提出書類

①参加申込書（様式２）

②高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は、登録されていることが分かる書類の写し（当該名簿に登録されていない場合は、資格審査を申請中であることが分かる書類（審査申請書等）の写し）

③申込者の概要（団体概要等）が分かる資料

（２）提出期限等

①提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール

※電子メールで提出する場合は、着信していることを必ず電話で確認すること。

②提出期限

令和８年８月１８日（火）正午（必着）

③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内１丁目２番 ２０ 号

高知県観光振興スポーツ部 国際観光課

担当者 恒石・宮地

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部国際観光課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年8月20日(木)に申込者へ電子メールにて通知します。なお、国際観光課からの電子メールを受信した申込者は、その旨を必ず電子メールにより返信してください。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさない提案者に対して、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日(県の閉所日を除く。)以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日(県の閉所日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度 アメリカ・オーストラリア向け外国人観光客認知度向上事業委託業務公募型プロポーザル提案書作成要領」のとおり。

9 審 査

別途定める「令和8年度 アメリカ・オーストラリア向け外国人観光客認知度向上事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

令和8年9月11日(金)までに、対象者全員に審査結果をメールで通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

〔高知県情報公開条例〕

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

11 日 程

令和8年7月31日(金)	公示・参加申込募集開始
令和8年8月7日(金) 正午	質疑書の提出締切
令和8年8月18日(火) 正午	参加申込及び資格確認書類の提出締切
令和8年9月2日(水) 正午	企画提案書の提出締切
令和8年9月10日(木)	審査会(提案者によるプレゼンテーション)の実施 ※オンライン
令和8年9月11日(金)	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規定(別紙3)により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式3により提出してください。
ただし、開示・非開示の判断は様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

13 お問い合わせ先

高知県観光振興スポーツ部 国際観光課

担当者 恒石・宮地

TEL 088-823-9608

E-mail 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格要件

次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第40条の規定により免除された場合又は同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。

(4) 本事業に係る業務について、第三者への再委託は原則禁止とします。ただし、契約を適正に履行するうえで、やむを得ず業務の一部を第三者へ委託する必要がある場合は、あらかじめ必要事項を記載した書面を県に提出し、承諾を受けることで当該業務の再委託を行うことができます。

なお、やむを得ず再委託を行う場合においても、その範囲は必要最小限にとどめるものとし、業務の主要な部分（当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務で、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）の再委託は認めません。